

議会基本条例検証の結果を踏まえた次期委員会への申し送り事項について

1 条例改正または実施基準等の見直しに向けた検討（次期へ申し送る事項は申し送り欄に●）

NO	条項・項目	概要	申し送り	対応等
1	第3条	第1項と第2項を条例全文に合わせて入れ替える		文言修正は他の条項改正に合わせて検討
2	第3条	オンライン時代に対応する条文の加筆		具体的な必要性を見極めて検討
3	第3条	第5項の「市民にわかりやすい議会運営」を「子ども、障がい者、高齢者、外国籍など多様な人にわかりやすい議会運営」に変更		文言修正は他の条項改正に合わせて検討
4	第4条	第2項の「議員間の自由な討議を重んずること」を「自由な討議を重んじ、互いの意見を尊重すること」に変更		文言修正は他の条項改正に合わせて検討
5	第4条	服装等について他市の規則や申し合わせについて調査し、必要に応じ条例改正		他市規則等調査の上検討
6	第4条	第4項「市民全体の福祉の向上」を「市の発展や、市民生活・市民福祉の向上」に変更		文言修正は他の条項改正に合わせて検討
7	第5条	災害等でやむをえない理由で議会報告会や意見交換会の開催が難しい場合もあるので、要綱の「年1回以上」という記述を工夫	●	今年度議運で出た課題
8	第5条	今後新たな取り組みができるよう、第3項の文言を修正		文言修正は他の条項改正に合わせて検討
9	第5条	第4項の文言は、第4条第1項に統合		第4条は活動原則という条例のつくり
10	第6条	審査中の市民発言についての検討		条例ではなく2検討課題で整理
11	第7条	「広報委員会等の設置」		条例ではなく2検討課題で整理

NO	条項・項目	概要	申し送り	対応等
12	第8条	議決事項として追記するものがある場合		条例ではなく2検討課題で整理
13	第9条	議会の評価について、災害時の例外規定を設ける	●	今年度議運で出た課題
14	第12条	定例会以外での一般質問等の実施検討		条例ではなく2検討課題で整理
15	第14条	第1項及び第2項「～活用しなければなりません」を「～活用できるものとする」に変更		文言修正は他の条項改正に合わせて検討
16	第16条	第2項の文言を「議長は、議会全体の代表者として、議会運営や議会を代表して出席する会合等においては、中立性のある活動を行うものとします。」		文言修正は他の条項改正に合わせて検討
17	第19条	政務活動費の交付は議員個人を基本とする		優先的に議論・整理する内容であれば●
18	第20条	事務局機能強化		条例ではなく2検討課題で整理
19	第21条	議会図書室と行政資料室の連携		条例ではなく2検討課題で整理
20	第22条	定数に関する議論や議員定数に関する要綱		条例ではなく2検討課題で整理
21	第25条	議会基本条例の検証を4年ごととし、条例や規則等で明記	●	今回の検証で出された課題

2 検討課題（コメント欄より）（次期へ申し送る事項は申し送り欄に●）

NO	条項・項目	概要	申し送り	対応等
1	監視、評価機能 第3条1項関係	・議会の決算評価 ⇒ 理事会で議論中	●	理事会の検討内容を議運で確認後、次期議運へ申し送り
2	議決事項 第8条関係	・総合計画の基本計画など議決が必要な事項を検討する。		
3	政策提案 第3条2項関係	・各年度末または2年に一度は各常任委員会テーマに基づく政策提案を行うべき。 ・政策提案機能の検証する。	●	2年間のテーマに基づく政策提案については理事会から議運へ提案。今後の検討課題として次期議運へ申し送り
4	条例立案 第6条、第15条関係	・委員会による条例立案と政策提案に従い、各委員会が2年間で政策を作っていくという原則を明文化する。 ・市民提案に基づく条例立案		
5	市民への広報、説明責任 第3条5項、第5条、第7条関係	・わかりやすい広報、告知や情報発信 ・特に障がい者情報保障の推進 ・委員会の要点録や勉強会の記録、資料などの発信 ・広報委員会の検討 ・SNSの活用		
6	市民参画と意見反映 第5条3項関係	・意見交換会など市民意見反映の場、手法の検証 ・パブリックコメント・アンケートの予算化 ・アンケートの手法検討・活用		
7	議員定数と議員報酬 第22条、第23条関係	・市民意見を聴取する具体的な取組を検討する。		

NO	条項・項目	概要	申し送り	対応等
8	質疑時間 第3条、第12条関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月・9月定例会では、希望する会派が一般質問で使用する分の質問時間を予算決算特別委員会の持ち時間に充てるようにすること。</li> <li>・コロナ禍で本会議の一般質問が見送られた例もあるため、定例会だけでなくとも一般質問や代表質問できることも検討すべき。</li> </ul>		
9	議員間討議 第3条3項関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実態として行われているのか検証する。</li> </ul>		
10	議会図書室 第21条関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会図書室・行政資料室との連携する。</li> <li>・議会図書室のあり方を検討する。</li> </ul>		
11	議会事務局 第20条関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員と議会事務局の定期的な意見交換を行う。</li> <li>・議会事務局の機能強化を検討する。</li> </ul>		
12	市民発言 第6条3項関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民発言に対する議員からの質疑を検討する。</li> </ul>		
13	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例ではないが規則に議場内に持ち込める個人の所有物についてルール（スマホや個人タブレット）</li> <li>・タブレットの利用方法についてサイトの活用など規則が必要（議場内・外）</li> </ul>		